様式１－（２）

指定医療機関指定申請書（薬局）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  | 〒電話番号： |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |   |  |
| 役員の氏名及び職名※１ | 別紙のとおり |
|  上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）第１４条第１項の規定による指定医療機関として指定されたく申請します。　また、同法第１４条第２項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。　　　　年　　　月　　　日 　開　　設　　者 住　 所　  　福島県知事　様 |

※１　役員の氏名及び職名の一覧を添付すること（任意様式）

（誓約項目）

　難病の患者に対する医療等に関する法律第１４条第２項各号に該当しないことを誓約すること。

|  |
| --- |
| 難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）第１４条第２項　都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当す　るときは、指定医療機関の指定をしてはならない。 １　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまで の者であるとき。 ２　申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の 刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ３　申請者が、第２３条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算し て５年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、 当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった 日前６０日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった 者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消 された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該者の管理者であっ た者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取 消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事 実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定によ る指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして 厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 ４　申請者が、第２３条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条 の規定による通知があった日（第６号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処 分をしないことを決定する日までの間に第２０条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出を した者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経 過しないものであるとき。 ５　申請者が、第２１条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果 に基づき第２３条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定 をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に 当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。） までの間に第２０条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相 当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 ６　第４号に規定する期間内に第２０条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合 において、申請者が、通知日前６０日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由が ある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある 者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。 ７　申請者が、前項の申請前５年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 ８　申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。 ９　申請者が、法人でない者で、その管理者が第１号から第７号までのいずれかに該当する者であると　き。 |

（別紙１）

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（　　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 職　　名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |